

## 高松市大学生等 UJI ターン就職支援事業補助金 Q & A（令和 7 年 3 月現在）

### ① 事業の目的は何ですか？

- 採用選考の受験に要する費用や、就職に際して本市への移住に要する費用を補助することで、東京圏の大学等を卒業した学生の地元就職及び、若い世代の定住促進を目的とするものです。

### ② この補助事業はいつまで行われますか？

- 現在のところ、令和 7 年度から令和 9 年度まで募集を行う予定です。  
ただし、社会情勢の変化等により、実施期間を短縮又は延長する場合があります。

### ③ 補助金を受けることができる要件について教えてください。

- 下記 5 つの要件があり、これらすべてに該当する方が補助対象者になります。（詳細は本補助金交付要綱第 3 条を参照）
  1. 移住元に関する要件
  2. 移住先に関する要件
  3. 就業先に関する要件
  4. 就業条件等に関する要件
  5. その他の要件

### ④ 交通費と移転費について、補助率及び補助上限額を教えてください。

- 交通費については、要件を満たす就業先が行った採用選考の受験に要する交通費（経済的かつ合理的な通常の経路及び方法による補助対象者の居住地から当該採用選考会場までの 1 回の往復に係るもの）の 1/2（千円未満切り捨て）となり、その額が 35,000 円を超える場合は 35,000 円となります。
- 移転費については、要件を満たす就業先で就業するための、高松市への移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、108,000 円となります。  
なお、交通費及び移転費の申請時には、それぞれの経費を支払われた際の領収書が必要となります。（領収書の提出がない場合は交付できません。）

⑤ 大学3年生の時点で、採用試験の受験に要した交通費の申請はできますか？

- 在学中に交通費を申請する場合は、交付申請時において、就業開始予定日前1年以内であることとしておりますので、大学3年生の時点では申請できませんが、申請対象となる就職活動の期間は限定しないため、大学4年生になった時に、大学3年時の交通費を申請することは可能です。

ただし、採用選考を受験して内定を得た当該企業が本補助制度の要件を満たしており、大学卒業後に当該企業へ就職することが条件になります。（当該企業へ就職しない場合、全額返金となります。）

⑥ 交通費として対象になる「採用選考の受験に要する交通費」とは、どのようなものが該当しますか？

- 本補助制度の就業先に関する要件を満たす企業が実施する、「個別の採用面接」及び「採用試験」が該当します。

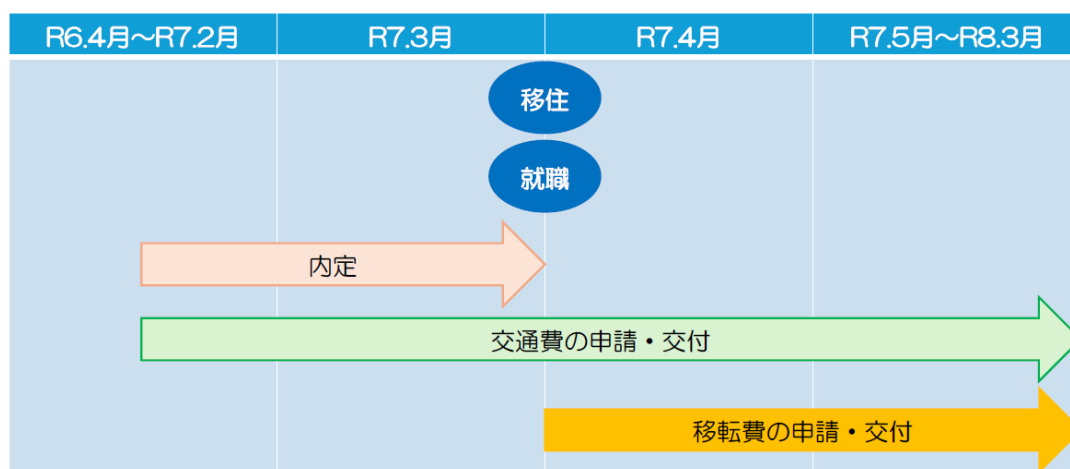
複数の企業が集まる合同企業説明会や、内定後の内定者研修会などは対象外です。

⑦ 交通費や移転費の申請時期について教えてください。

- 交通費、移転費ともに、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請が必要です。

ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であれば申請が可能です。

（例）



⑧ 令和 7 年度に移転費を申請できるのはどのような人ですか？

- 本補助金交付要綱の諸要件を充足した上で、令和 7 年度から要件を満たす就業先の正規雇用者として就業するために令和 6 年度中に本市へ移住した方や、令和 7 年度秋頃に卒業し、就業するため、本市へ転入する方などを想定しています。

⑨ 東京圏以外の大学に通学したのち、東京圏内にキャンパスがある 2 年制の大学院へ進学した場合は対象になりますか？

- 2 年制の大学院の場合は対象になりません。

補助対象者の要件の一つとして、「大学等の卒業・修了年度において、東京圏に所在する当該大学等のキャンパスに原則として 4 年以上在学し、かつ、当該大学等を卒業・修了していること」と定めており、在学中に交通費を申請する場合の要件としても、「当該大学等を卒業・修了見込みであること」としています。

⑩ 交通費のみ申請、移転費のみ申請などは可能ですか？

- 片方のみの申請、両方併せての申請も可能です。

⑪ 令和 6 年度に交通費の申請をしていない場合、令和 7 年度に入ってから、令和 6 年度に行った就職活動に係る交通費に要した経費や移転費に要した経費を申請することは可能ですか？

- 可能です。

交付申請時に提出が必要な書類として、交通費又は移転費に要した経費をお支払いされた際の領収書の写しなどが必要になりますのでご用意ください。ただし、これらを紛失されている場合は交付不可となります。

⑫ 就業条件等に関する要件の中に、「勤務地限定型社員としての採用であること」とありますが、どこまでの範囲が認められますか？

- 東京圏（条件不利地域を除く）への転勤の可能性がないことが担保されれば、本社が東京圏（条件不利地域を除く）にあっても本事業の対象となります。

そのため、東京圏（条件不利地域を除く）への転勤の可能性がなければ当該要件を満たすこととなります。

⑬ 大学院の修了年次にある場合、又は大学院を修了した場合も対象になりますか？

○ 令和7年度募集分から、どちらも対象になります。

⑭ 移転費として対象外になる費用は、どのようなものがありますか？

○ 下記に示す経費及びこれらに類する経費は対象外となります。

(例)

- ・ 個人的趣味で大型な物や個人的な嗜好の強い物を運搬等する際の追加費用
- ・ 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- ・ 荷造、荷解のための追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む）
- ・ 工事、設置等のための追加費用
- ・ 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- ・ 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む）
- ・ 家電リサイクル費用
- ・ 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- ・ 荷物を一時保管する場合の追加費用
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料等
- ・ 物件の下見のための費用
- ・ 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代

⑮ 移転費について、最低限の実費であることを証明できる場合とは具体的にどのような場合ですか？

○ 例として、下記の書類の提出があった場合などです。

- ・ 3社から見積書（対象外経費を区別できるもの）を取得し、最安値の引越し業者へ依頼した場合
- ・ 3社未満しか見積書を取得できなかったが、業者を広く検索した上で、最安値の引越し業者へ依頼した場合（取得した見積書、メタサーチサイトの検索画面等の提出が必要）
- ・ 宅配便で引越した場合（引越し業者へ依頼したと仮定した場合よりも安価であることが確認できる資料の提出が必要）
- ・ 自家用車やレンタカーで引越しをした場合（高速道路料金、ガソリン代が社

会通念上相当であると確認できる資料や、レンタカー代金について、借入期間、車種、オプションが最低限であると確認できる資料の提出が必要)

⑯ 移転費の補助金の額として、「移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は108,000円とする」とありますが、領収書を無くしてしまった場合でも申請できますか？

○ 交付申請時には、移転費に係る領収書の提出が必要になりますので、領収書の提出がない場合は交付できません。

⑰ 移転費に係る領収書の金額が上限額（108,000円）に満たない場合、補助金の額はいくらになりますか？

○ 上限額（108,000円）と、実際に支払った金額（補助対象経費として認められるものに限る）のいずれか低い額となりますので、この場合、実際に支払った金額（補助対象経費として認められるものに限る）が補助金の額となります。

⑱ 本補助金の移転費や交通費と、「高松市東京圏 UJI ターン移住支援補助金」は併用可能ですか？

○ 本補助金の移転費と「高松市東京圏 UJI ターン移住支援補助金」は併用不可ですが、交通費のみを申請する場合は併用可能です。

⑲ 交付申請時に提出が必要な書類として、「移住元の居住地を確認できる書類の写し」とありますが、具体的にどのような書類を提出すればよいですか？また、高松市内へ転入したことをどのように証明すればよいですか？

○ 「移住元の居住地を確認できる書類の写し」については、移住前の住民票や、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金の領収書等をご提出ください。

高松市内へ転入したことについては、交付申請時にご提出いただく「誓約書兼同意書（様式第3号）」の同意事項に基づき、こちらで住民基本台帳により確認いたします。

⑳ 交通費や移転費について、要件を満たす就業先から支給があった場合、どのようにになりますか？

○ 交通費を申請する場合

- ・要件を満たす就業先が行った採用選考の受験に要する交通費から、対象企業より支援を受けた額を減じた額を補助対象経費とし、その額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）を補助額とします。

○ 移転費を申請する場合

- ・移転に要した実費の額から、要件を満たす就業先より支援を受けた額を減じた額を補助額とします。
- ・なお、この場合においても、本市への移住に要する最低限の実費であることの証明が必要であり、証明できない場合は、定額として定めている108,000円から、要件を満たす就業先より支援を受けた額を減じた額を補助対象経費とします。